

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成24年9月6日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月21日から同年10月11日まで縦覧に供する。

平成24年9月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
香川町南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業（農道事業）引 土上農道地区	高松市創造都市推進 局産業経済部土地改 良課
香川県三郎池土地改良区	農業体質強化基盤整備促進事業（かんがい 排水事業）三郎池地区下井幹線（上林）線 地区	”